

労災事故に伴う役員報酬の一部自主返上について

昨年6月、弊社協力会社の従業員3名が、メンテナンス作業中に発生した配管の破裂により被災し、1名が死亡、2名が負傷する事故が発生いたしました。

事故により亡くなられた従業員のご冥福を改めてお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し謹んでお悔やみ申し上げます。また、負傷された方々にお見舞い申し上げます。

本件につきまして、お客様は外部による事故調査委員会を設置し、事故原因の究明および再発防止策を策定され、先日、最終報告書が公表されました。

今回の死亡事故を弊社としても非常に重く受け止めており、下記の通り役員報酬の一部を返上することとしましたのでご報告申し上げます。

今後、二度と同様の災害を起こさないよう、お客様および協力会社とともに、より一層の安全対策の強化に全力で取り組んでまいります。

記

(1) 対象者および返上内容

代表取締役会長	四月朔日 義雄	役員報酬月額の 30%
代表取締役社長	水澤 文雄	役員報酬月額の 30%
取締役専務執行役員	山口 久行	役員報酬月額の 20%

(2) 返上期間

2024年1月から3ヵ月間

以上

【ご参考】 過去プレスリリース「労災事故の発生について」

<https://www.tanabe-ind.co.jp/uploading/2023/06/20230614.pdf>

本件に関するお問い合わせ先： 本社 管理部

電話番号： 025-545-6500